

上位・関連計画の整理

目次

1 第五次島本町総合計画（令和2（2020）年4月）	1
2 島本町国土強靱化地域計画（令和3（2021）年3月）	2
3 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和2（2020）年10月）	3
4 大阪のまちづくりランドデザイン（令和4（2022）年12月）	4
5 島本町都市計画マスタープラン（令和5（2023）年3月）	5
6 第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3（2021）年3月）	6
7 島本町景観計画（策定中）	7
8 島本町環境基本計画【中間見直し版】（令和2（2020）年3月）	8
9 島本町公共施設等総合管理計画【改訂版】（令和4（2022）年3月）	9
10 島本町空家等対策計画（令和2（2020）年3月）	10
11 島本町地域防災計画（令和2（2020）年3月）	11
12 島本町地域福祉計画（平成31（2019）年3月）	12
13 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年3月）	13

1 第五次島本町総合計画(令和2(2020)年4月)

第五次島本町総合計画(以下、「総合計画」という)は、社会経済情勢の変化やさまざまな課題に的確に対応し、住民サービスの維持・充実とさらなるまちの発展を図っていくため、令和2(2020)年度以降のまちの将来像と基本方向を示し、総合的かつ計画的にまちづくりを進める基本方針として策定するものです。

本計画では、全町的な土地利用の方針を示しています。特に市街化区域については、無秩序な拡大を抑制し、住宅、商業・産業施設、公共施設などがバランスよく配置されたコンパクトな都市構造の形成を図っていくこととしています。

○計画期間

令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間

○まちの将来像

自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち
～ いきいき・ふれあい・やさしい島本 ～

本町の特徴を生かし、住民・事業者・行政などが互いに力を合わせ、人々がいきいきと活動し、人と人、人と自然がふれあい、やさしい思いやりが満ちあふれた「島本」を築いていきます。

○まちづくりの基本方針

- (1) 思いやりとふれあいのまちづくり
- (2) 自然と調和した快適なまちづくり
- (3) 安全・安心なまちづくり
- (4) 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり
- (5) 子どもたちを健やかに育むまちづくり
- (6) 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり
- (7) 持続可能なまちづくり



図1 土地利用ゾーンのイメージ

出典:「第五次島本町総合計画(島本町 令和2(2020)年4月)

2 島本町国土強靱化地域計画(令和3(2021)年3月)

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画との調和、島本町総合計画との整合を図り、国土強靱化にかかる事項については、各行政分野の個別計画等の指針となるものです。

本計画では、八つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして26の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しています。特に「事前に備えるべき目標」の第一番目として「直接死を最大限防ぐ」が挙げられており、これらの対策として住宅・建物・交通施設等の倒壊、密集市街地等における大規模火災、市街地等の浸水、大規模な土砂災害、情報伝達の不備等による情報伝達の不備等について、都市計画に関わる施策方針が示されています。

○計画期間

令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間

○基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

○強靱化を進めるうえで配慮すべき事項

- (1) 多様な主体との連携・協働
- (2) 地域の特性に応じた施策の推進
- (3) 効率的・効果的な施策の推進

表1 施策方針の例

1-3) 市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(風水害を含む)				
脆弱性評価		推進方針		
風水害・浸水対策				
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年大規模水害が頻発しており、甚大な浸水被害が懸念されるため、計画的な河川管理等が必要である。 ● 集中豪雨による市街地における浸水被害への対策が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、必要性、緊急性などを総合的に判断し、国や府と連携し、河川改修や治水対策を促進する。 → 国・府と連携した河川の維持管理、水防倉庫・資機材の点検整備、水位情報・浸水想定公表など ● 市街地の浸水被害を軽減するため、雨水幹線、水路等の整備を進める。 → 雨水幹線の整備、水路の整備・維持管理、アンダーパスの浸水防止対策など 		
指標一覧(1-3)				
指標名	単位	現状値	目標値(R7)	備考(現状値の時点等)
雨水幹線の整備面積	ha	36	81	R1年度末時点

出典:「島本町国土強靱化地域計画」(島本町 令和3(2021)年3月)

3 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和 2(2020)年 10 月)

本方針では、大阪の特性や近年の社会情勢の変化を踏まえ、大阪府全体を視野に入れ、これまでの都市づくりにおいて蓄積されたストックを活かしながら、国際競争、防災、環境、都市魅力、コンパクト・プラス・ネットワーク、スマートシティ等の多様な視点から、大阪の目指すべき方向性を定め、大阪にふさわしい都市づくりのあり方を示した上で、都市計画区域ごとの主要な都市計画の決定方針を定めています。

本方針では、区域区分(線引き)の決定に関する方針が定められており、市街化区域については既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とすることとされています。特に、計画的な事業の実施がおおむね 5 年以内に実施される見込みがあると認められる区域であるが、市街化区域への編入に条件を満たしていないため、市街化区域への編入を保留する区域である「保留区域」は、島本町には設定されていません。

○計画期間

令和 2 (2020) 年から令和 12 (2030) 年までの 10 年間

○大阪の都市づくりの基本目標

- (1) 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成
- (2) 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現
- (3) 多様な魅力と風格ある大阪の創造

○大阪の都市づくりの方向性

- (1) 大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
- (2) 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造
- (3) 災害に強い都市の構築
- (4) 産業・暮らしを支える都市環境の整備
- (5) 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
- (6) 地域資源を活かした質の高い都市づくり

○大阪の都市づくりの視点

- (1) 大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進
- (2) 多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

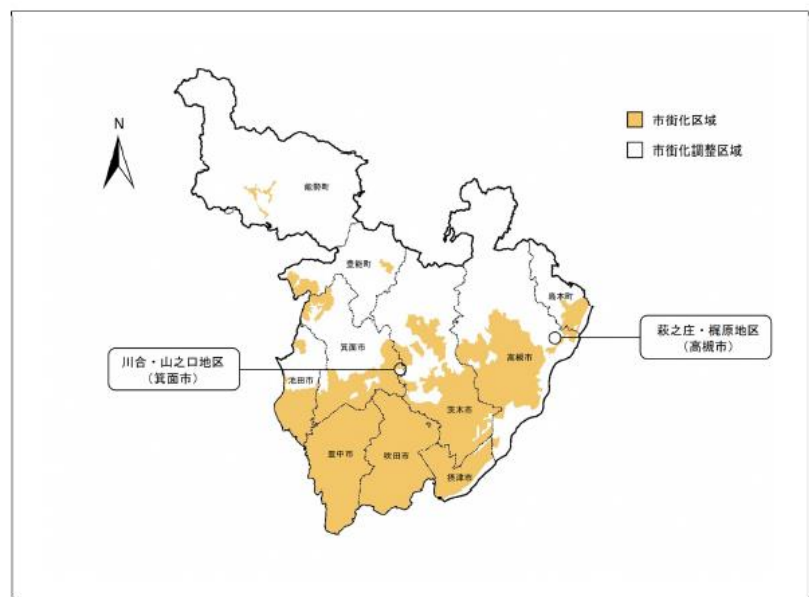


図 2 保留区域

出典:「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
(大阪府 令和 2(2020)年 10 月)

4 大阪のまちづくりブランドデザイン(令和 4(2022)年 12 月)

本計画は、ポストコロナを見据え、万博やスーパー・メガリージョン形成等のインパクトを活かし、東西二極の一極を担う副首都として、大阪がさらに成長・発展していくため、大阪都市圏全体を視野に、2050年を目標として、大阪全体のまちづくりの方向性を示したものです。

本計画では、「めざすべき都市構造」として、「マルチハブ&ネットワーク型都市構造の形成」をあげており、放射・環状の交通ネットワーク上を中心として、多様な都市機能を備えた特色ある拠点エリアや魅力ある生活圏を形成し、相互に連携する都市構造を目指すこととしています。

○計画期間

令和 4 (2022) 年から令和 40 (2050) 年

○まちづくりの基本目標

未来社会を支え、新たな価値を創造し続ける、人中心のまちづくり

○将来像

- (1) 魅力的な国際都市として成長する大阪「イノベティブな大阪」
- (2) 健康長寿で誰もが幸せを実感しながら暮らせる大阪「ウェルビーイングな大阪」
- (3) 未来へつながる安全・安心な大阪「サステイナブルな大阪」

○まちづくり推進の視点

- (1) 多様性の確保
- (2) 共創
- (3) 資源の活用

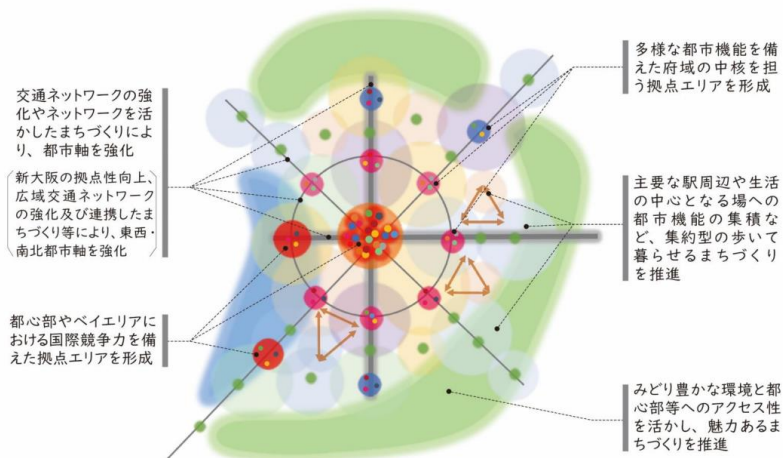


図 3 マルチハブ&ネットワーク型都市構造

出典:「大阪のまちづくりブランドデザイン」(大阪府・大阪市・堺市 令和 4(2022)年 12 月)

5 島本町都市計画マスタープラン(令和 5(2023)年 3 月)

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、町が住民意見を反映して、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針などを総合的に定めるものです。

本計画では、まちづくの目標において、「コンパクトで利便性の高いまちづくり」をあげ、拠点と軸、ゾーンからなる都市構造図を設定しています。

○目標年次

10 年後の令和 14 (2032) 年

○将来都市像

自然とともに人々が心通わせ、つながり続ける住みよいまち

○まちづくりの目標

- (1) 自然と歴史を守り生かすエコなまちづくり
- (2) コンパクトで利便性の高いまちづくり
- (3) 活力と魅力あふれるまちづくり
- (4) 快適で安全・安心なまちづくり
- (5) 住民参画への意欲とまちへの愛着を育むまちづくり

○将来の都市構造

(右図参照)

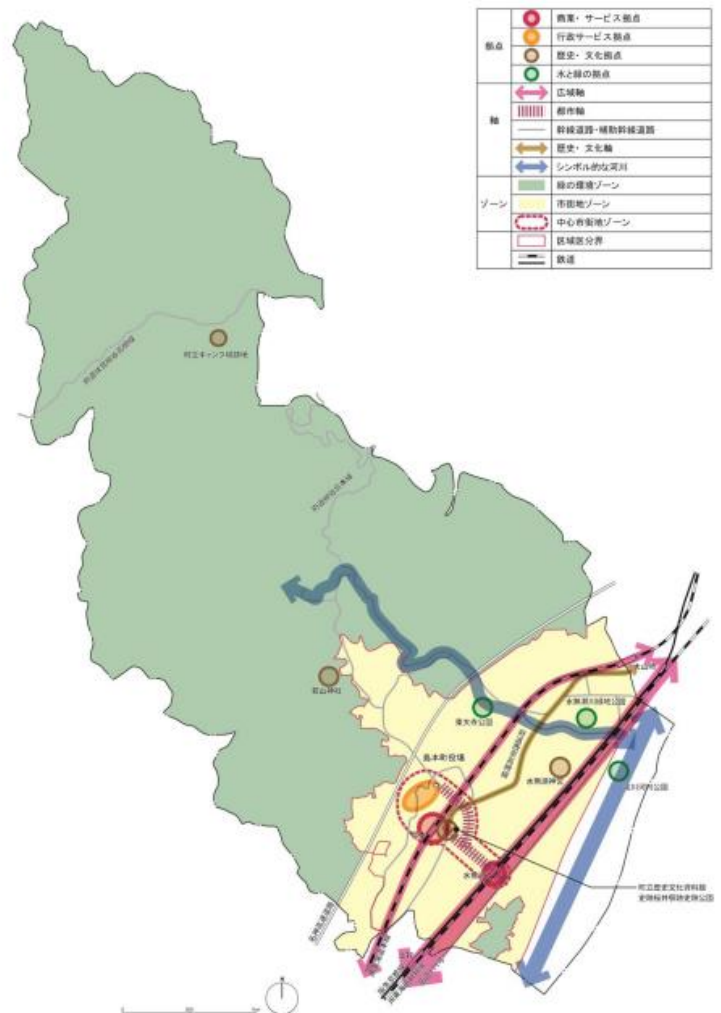


図 4 都市構造図

出典:「島本町都市計画マスタープラン」
(島本町 令和 5(2023)年 3 月)

6 第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3(2021)年3月)

本計画は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する戦略として位置づけられています。このため、総合計画における将来人口の推計を踏まえ、本町の課題を把握・整理し、その解決に向けて、戦略の基本目標や具体的な施策等の設定を行っています。

本計画は、総合計画の「人口減少克服・地方創生」に関する分野別マスタープランとして位置づけるもので、他の分野別マスタープランとも横断的に連携するものです。

本計画では、人口減少・少子高齢化に歯止めをかける施策を重点的に展開・推進していくため、合計特殊出生率の増加、転入者の増加、健康寿命の延伸等の目標を掲げています。

○計画期間

令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間

○基本目標

- (1) 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり
- (2) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える
- (3) 安全・安心で、誰もが活躍できる、持続可能なまちづくり

○施策体系

表2 施策体系

第2期の基本目標	施策の方向性	主な施策
基本目標1 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり	地元産業の活性化と 雇用・労働環境の充実	商工業
		農林業
	地域資源の活用と 魅力の発信	雇用・労働
		歴史・文化 観光・魅力発信
基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望 を叶える	妊娠・出産・子育ての 総合的な支援	子ども・子育て支援
		保育・幼児教育・学童保育
	教育環境の充実	教育環境
		教育活動
基本目標3 安全・安心で、誰もが活躍できる、 持続可能なまちづくり	安全・安心で魅力ある まちづくり	防災・減災・強靱化
		感染症対策
		防犯・交通安全
		環境・都市機能
	健康で誰もが活躍できる まちづくり	支え合い・生涯活躍
		多文化共生 地域コミュニティ・住民活動

出典:「第2期島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(島本町 令和3(2021)年3月)

7 島本町景観計画

景観計画とは、景観法に基づき、景観行政団体※となった地方公共団体が定める計画であり、将来のめざすべき景観や、取組の方向である良好な景観の形成に関する基本的な方針、良好な景観の形成を進めるために必要な景観形成基準（ルール）等を定めることができます。

※景観行政団体とは、景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことです。景観計画を定めることができ、条例で必要な規制を設けることが可能となります。

本計画では、本町が将来にわたっても「住みたいまち」、「住み続けたいまち」となるように、一定規模の建築物・工作物、開発行為について届出義務を課し、景観形成基準に従い景観誘導を図ろうとするものです。

○景観形成の目標

山並み・河川など豊かな自然と暮らしが調和し、
まちの価値・魅力を高める「住みよい島本」の景観づくり

○景観形成の方針

- (1) 市街地の成り立ちや特性を踏まえた良好な住環境の維持と景観形成
- (2) 山並みの景観を守り・調和する形成
- (3) 河川など身近な水辺を活かした景観形成
- (4) 景観を活かしたまちづくりの推進

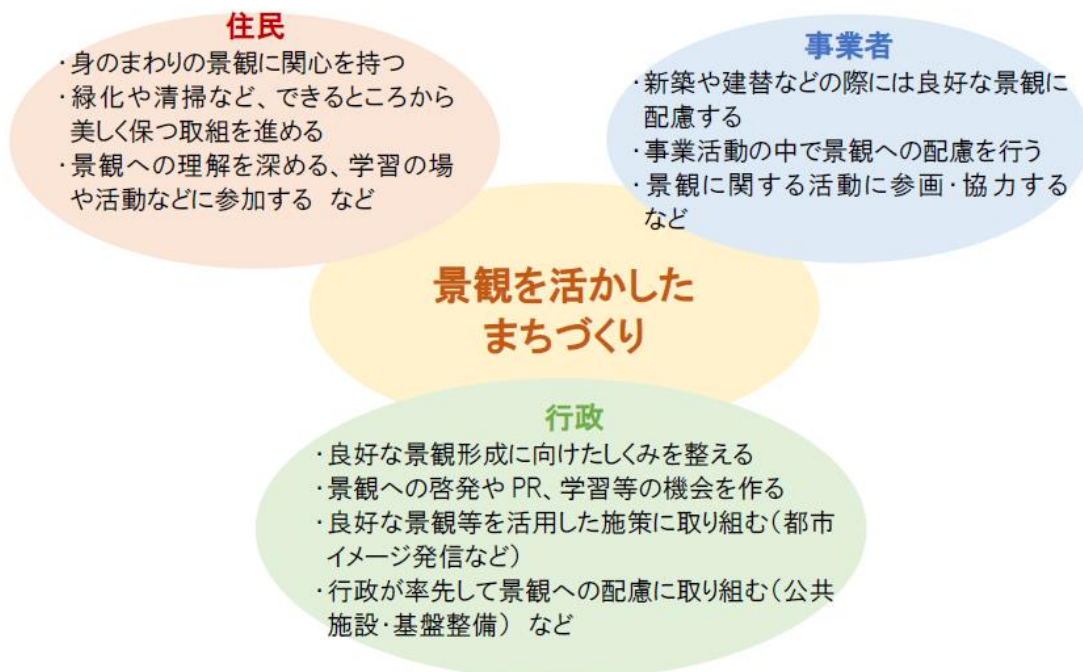


図 5 景観形成の方針

出典:「島本町景観計画」(島本町 令和5(2023)年10月)

8 島本町環境基本計画【中間見直し版】(令和2(2020)年3月)

本計画は、本町のかけがえのない自然環境を大切に保全し、次世代に引き継いでいくための行政の基本指針であり、「島町総合計画」のうち、環境に関連する分野を体系化し具体化するものです。

本計画では、省エネの普及促進に向けて、ノーマイカー運動の推進や、徒歩や自転車、公共交通機関などの交通手段の利用の奨励を図っています。

○島本町が目指す環境像

ひとまちしぜんの三川合流しまもと

○基本方針

- (1) かしこくならう！全員参加のまちづくり（環境学習）
- (2) 守り活かす！しまもとの自然と共に暮らすまちづくり（自然共生社会）
- (3) できることからはじめよう！地球にやさしいまちづくり（低炭素社会）
- (4) みんなでやろう！資源が循環するまちづくり（循環型社会）
- (5) 健やかに暮らそう！安全・安心のまちづくり（生活環境の保全）

表3 施策体系

基本方針	基本施策	施策
1 かしこくならう！ 全員参加のまちづくり （環境学習）	(1) 学校園所における環境学習の推進	郷土の環境を活かした環境学習の推進 地域との協働による環境学習の推進 施設・教材を活用した環境学習の推進 教職員の研修
	(2) 地域における環境学習の推進	生涯にわたる環境学習の推進 環境学習指導者の育成 環境情報の整備・提供
	(3) 環境保全活動の推進	マナー・モラルの意識の向上 地域ぐるみの活動の推進 交流の場づくりと連携の強化 各主体による率先行動
2 守り活かす！ しまもとの自然と共に 暮らすまちづくり （自然共生社会）	(1) 水と緑の保全	水と緑に関する情報の提供 農林業の振興 河川・水辺環境の保全
	(2) 生物多様性の保全	生物多様性に関する情報の提供 重要な野生生物の保護 外来生物対策の推進 野生鳥獣の適正管理
	(3) 自然とのふれあいの場の確保	自然とふれあう場の確保・充実 緑づくりへの参加促進 エコツーリズムの推進
3 できることから はじめよう！地球にやさ しいまちづくり （低炭素社会）	(1) 省エネの普及推進	省エネ意識の向上 エコライフスタイルの促進 エコビジネススタイルの促進 交通における化石燃料使用の抑制
	(2) 再生可能エネルギーの導入推進	公共施設への再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギーの導入支援 新しい財源の確保
4 みんなでやろう！ 資源が循環するまちづ くり （循環型社会）	(1) 4Rの推進	ごみの発生回避の推進（リフューズ） ごみの減量化の推進（リデュース） ごみの再利用の推進（リユース） ごみの再資源化の推進（リサイクル）
	(2) ごみの適正処理	ポイ捨てしない意識の啓発 不法投棄防止対策の推進 ごみの適正処理の推進
5 健やかに暮らそう！ 安全・安心のまちづ くり （生活環境の保全）	(1) 水環境の保全	生活排水対策の推進 水質の監視・調査 地下水の保全
	(2) 大気・生活環境の保全	大気・生活環境に関する情報の提供 大気汚染物質等の監視・調査 自動車による大気汚染・騒音の防止

出典：「島本町環境基本計画（中間見直し版）」（島本町 令和2(2020)年3月）

9 島本町公共施設等総合管理計画【改訂版】(令和4(2022)年3月)

本計画は、公共施設等の老朽化の進行を踏まえ、公共施設等を今後も継続して使用していくために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画です。

○計画期間

平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間

○基本的な目標

**将来の世代に過大な負担を残すことなく、
必要な施設を安全に引き継ぐ**

○基本的な方針

- (1) 施設保有量の圧縮
- (2) 機能優先への転換と多機能化の推進
- (3) 計画的な維持保全による長寿命化
- (4) 管理運営の効率化
- (5) 財源の確保

立地適正化計画に関わる各種施設の現状と今後の状況は、以下の通りです。

表4 公共施設の現状と今後の方針

施設	現状と今後の方針
保育所	<ul style="list-style-type: none">・ 2ヶ所の町立保育所が整備。第二保育所は建設後約40年が経過し、老朽化が進行。第四保育所は老朽化が進んでいたことから施設を移転新築。・ JR島本駅西地区開発等を踏まえ、今後は民間事業者による施設と併せ検討。
幼稚園、小中学校	<ul style="list-style-type: none">・ 1ヶ所の町立幼稚園が整備。第一幼稚園は建設後20年以上が経過。今後、町立幼稚園の利用は減少すると予想。・ 4ヶ所の小学校、2ヶ所の中学校が整備。昭和40年代から50年代にかけて多くの校舎が建設。令和2(2020)年度末に全て耐震化完了。今後、JR島本駅西地区開発により、一時的に生徒数の増加が予想されるが、令和12(2030)年前後にピークを迎え、その後減少と予想。
庁舎	<ul style="list-style-type: none">・ 建設後50年が経過し老朽化が進行。新庁舎の建設を進めている。
集会所	<ul style="list-style-type: none">・ 第二コミュニティセンターは建設後40年近く経過。町所有の自治会集会所も、約半数が30年以上の建物。・ 老朽化が進行する施設は、周辺の公共施設利用を含めて検討。
町立体育館	<ul style="list-style-type: none">・ 建設から40年が経過し老朽化が進行。・ 移転新築も含めた検討。民間活力の導入や学校体育館との合築なども踏まえ検討。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ ふれあいセンター：建設後20年以上経過。多機能化に向けた検討。・ 人権文化センター：建設後40年以上経過。新たな機能を担うことも含め検討。・ 教育センター：建設後50年が経過。ふれあいセンターへの機能移転に向けた検討。・ 歴史文化資料館：昭和16(1941)年に建設。にぎわいづくりに資する活用を検討。・ 旧やまびき園：昭和48(1973)年に建設。平成31(2019)年3月に廃止。除去または再利用に向けた検討

10 島本町空家等対策計画(令和2(2020)年3月)

本計画は、空家法第6条第1項に基づく「空家等対策計画」であり、空家法及び「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号。以下「基本指針」という。)に即し、現状と課題を踏まえ、本町における空家等対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

特に、空家の利活用を推進するため、不動産事業者紹介制度、空家バンク等の具体的な検討を行うこととしています。

○計画期間

令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間

○基本方針

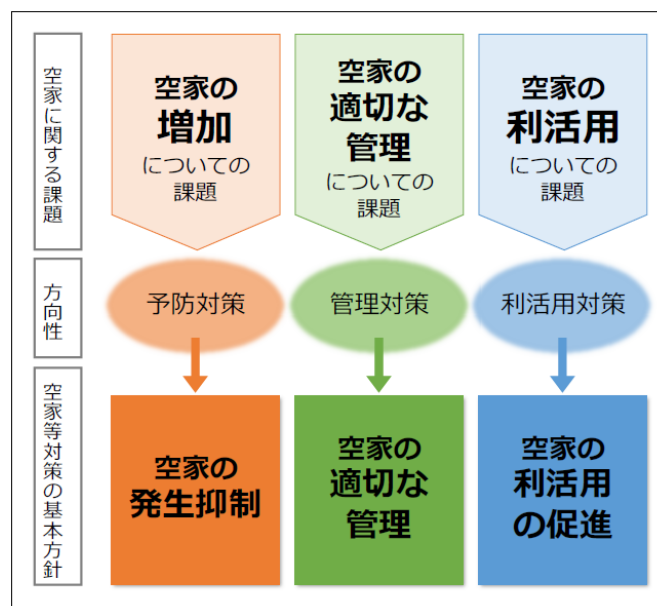


図6 基本方針

出典:「島本町空家等対策計画」(島本町 令和2(2020)年3月)

○空家問題に対する具体的施策(想定される対応策)

表5 空家問題に対する具体的施策(想定される対応策)

基本方針	具体的施策(想定される対応策)
(1) 空家の発生抑制	住民意識の醸成・啓発
	持ち家に居住する高齢者への啓発活動
(2) 空家の適切な管理	住民意識の醸成・啓発
	所有者等による適切な管理の促進に向けた取組
	管理不全な空家の所有者等への対応
(3) 空家の利活用の推進	空家の流通促進
	財産管理の支援
	空家の利活用に向けた環境整備

11 島本町地域防災計画(令和 2(2020)年 3 月)

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条の規定に基づき、島本町防災会議が定める計画で、地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町・大阪府・指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

災害対策には、時間の経過とともに、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の 3 段階がありますが、「災害予防」においては、第一に「災害に強いまちづくり」があげられ、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めることとしています。

○防災の基本理念

災害対策に当たっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。

○基本方針

具体的には、次の五つを基本方針として対策を講じる。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組を進めていかなければならない。

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

なお、本計画に基づく施策推進に当たっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

12 島本町地域福祉計画(平成 31(2019)年 3 月)

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

本町のまちづくりの基本指針である総合計画を最上位計画とし、「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」「島本町障害者計画」等の本町における福祉計画を総括する上位計画として総合的な地域福祉の推進を図るための計画です。

特に、基本目標の三つ目に「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」をあげ、災害に備えた体制整備や、住環境の整備の促進、公共施設・道路等のバリアフリー化、移動の利便性の向上等を謳っています。

○計画期間

平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 5 年間

○基本理念

人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり

○基本目標及び施策体系

表 6 基本目標及び施策体系

基本目標	施策体系
(1) 一人ひとりがつながるまちづくり	人権意識、福祉意識の向上
	交流とコミュニティ活動の推進
(2) 助け合い、支え合いが活発なまちづくり	地域で活躍する人材の確保・育成
	連携強化と小地域ネットワーク活動の推進
(3) 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり	相談支援体制の強化
	緊急時の支援の充実
	災害時の支援の充実
	福祉サービスに関する情報提供
	権利擁護と福祉サービスの推進
	住みやすい生活環境の整備

13 第二期島本町子ども・子育て支援事業計画(令和2(2020)年3月)

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

六つの基本目標のうち、一つ目の目標「質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実」では、重点施策として「教育・保育環境の整備」をあげ、保育基盤の整備や小・中学校の施設・設備の充実等をうたっています。

また、五つ目の目標「安全で安心して子育てができる環境の整備」では、重点施策として「安全・安心な子どもの生活環境の整備」をあげ、バリアフリー化の推進公共交通機関の推進等をうたっています。

○計画期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

○基本理念

**すべての子どもが主体的な存在として尊重され、
いきいきと育成される社会の形成**

○基本的な視点

- (1) 全ての子どもが健やかに成長できる環境づくり
- (2) 子育てや子どもの成長に喜びと楽しさを実感できる環境づくり
- (3) 全ての人が共に子ども・子育てに関われる環境づくり

○基本目標

- (1) 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援の充実
- (2) 全ての子どもが健やかに育つための切れ目のない支援
- (3) 生きる力を育む教育環境づくり
- (4) みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築
- (5) 安全で安心して子育てができる環境の整備
- (6) 支援が必要な子どもや家庭に優しい環境づくり